

「秋田県北部老人福祉総合エリア」

審査結果集計表

申請団体 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点	審査結果
1 県民の平等利用の確保 (適合しなければ失格)	① 利用者の平等な利用が確保されるものであるか	適・不適	適
2 施設の設置目的の效果的達成 (配点：３５点)	① 施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか	10	8.0
	② 新規又は魅力的な提案（自主事業の開催含む。）が盛り込まれるなど、施設の利用促進への取組が図られる計画であるか、また、その実現可能性があるか	10	7.2
	③ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか	5	3.2
	④ 利用者に対するサービス向上の取組がなされるものであるか	5	3.6
	⑤ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか	5	3.6
	計	35	25.6
3 効率的な管理 (配点：２０点)	① 収支計画は適正なものであるか、また、その実現性があるか	10	7.2
	② 経費縮減に向けた取組がなされるものであるか、また、その実現性があるか	10	6.8
	計	20	14.0
4 適正かつ確実な管理を行う能力 (配点：３５点)	① 団体の経営状況が、安全かつ健全なものであるか	10	8.8
	② 団体の活動実績は良好であるか	5	4.4
	③ 人員配置計画及び職員採用計画は妥当なものであるか	—	—
	ア 必要な人材を適正に配置し、確実な管理をする体制となっているか	5	3.4
	イ 障害者、高齢者等の雇用促進に配慮した計画になっているか	5	3.2
	④ 安全管理は適切であるか	5	3.8
	⑤ 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか	5	3.4
	計	35	27.0
5 その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準 (配点：１０点)	① コミュニティセンターなどの類似施設を良好に経営した実績を有しているか	10	8.4
	計	10	8.4
合 計		100	75.0